

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 5 号
2 0 1 4 年 1 2 月 1 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「平成27年度知識確認に向けた目標設定シート」についての申し入れ

大阪第二運輸所では、全乗務員に対して、担当助役から「平成27年度知識確認に向けた目標設定シート」なる用紙が渡され、面談までに記入し、面談に臨むように促されている。表題の「目標設定シート」では、今年度実施された知識確認に対しての自己学習の具体的内容・振り返りと来年度に向けた目標設定、自己学習の具体的内容についての記入が求められている。知識確認の学習はあくまでも自主学習であり、上記の取り扱い は 自 己 の 時 間 に 踏 み 込 む 行 為 で あ る 。 仮 に 業 務 指 示 と し て の 行 為 と す る な ら ば 、 業 務 指 示 の 範 疇 を 逸 脱 す る 行 為 で あ る 。

よって表題の「目標設定シート」について、以下申し入れるので早急に労使協議の場を設定し見解を明らかにすること。

記

1. 表題の「目標設定シート」の記入及び提出は業務指示か否か明らかにすること。
2. 記入及び提出を拒んだ場合はどのように取り扱われるのか明らかにすること。
3. 労働外時間で学習した場合は労働時間として取り扱われるのか明らかにすること。
4. 自宅においての学習で規程類を持ち帰って良いのか否か明らかにすること。
5. そもそも「知識確認」なる試験については、毎月の訓練で実施されている「理解度確認」で充分であり、取り止めること。
6. 仮に「知識確認」なる試験の合格点に満たなかったとしても、間違った箇所・項目についてのフォローを実施し、再試験は不要とすること。
7. 振り返りにについても各人への答案用紙の返却もせず、開示もされない状況である。また、どのように採点されたのかも分からない状態である。よって表題の「目標設定シート」の取り組みを中止すること。

以 上